

五島育英発 2020 第 58 号  
令和 2 年 6 月 25 日

原子力規制委員会 殿

住 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目 10 番 7 号  
名 称 学校法人 五島育英会  
代表者氏名 理事長 高橋 透

保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の  
整備に関する届出  
(一部補正について)

令和 2 年 5 月 25 日付、五島育英発第 38 号をもって申請しました、東京都市大学原子力  
研究所、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する届出について、下  
記の通り一部補正致します。

記

保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する届出の別紙を別添のとお  
り補正する。

別添

別紙1（届出の別紙）の一部補正

別紙1（届出の別紙）を以下の通り補正する。

頁	行	補正前	補正後
-7-	30	d)安全文化を醸成し、維持する。	d)安全文化を育成し、維持する。
-11-	2	(1)原子力研究所は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューはその要求事項を適用する前に実施する。	(1)原子力研究所は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューはその要求事項を適用する前に実施する。
-14-	3 ～ 8	a)製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項 b)要員の力量（適格性を含む。）確認に関する要求事項 c)品質マネジメントシステムに関する要求事項 d)不適合の報告及び処理に関する要求事項 e)安全文化を醸成し維持するための活動に関する必要な要求事項 f)一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	a)製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項 b)要員の力量（適格性を含む。）確認に関する要求事項 c)品質マネジメントシステムに関する要求事項 d)不適合の報告及び処理に関する要求事項 e)安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項 f)一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 g)その他調達物品等に必要な要求事項
-16-	30 ～ 32	a)品質マネジメントシステムが、業務の計画（安全文化を醸成し、維持するための活動を含む。）に適合しているか、規則及び品質マネジメントシステムの要求事項に適合しているか。	a)品質マネジメントシステムが、業務の計画（安全文化を育成し、維持するための活動を含む。）に適合しているか、規則及び品質マネジメントシステムの要求事項に適合しているか。
-19-	24	(6)全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する。	(6)全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する。